

# 平成 28 年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

## 議 事 録

日時：平成 29 年 2 月 1 日（水）

午後 4 時～

場所：本庁 7 階 701 会議室



保健福祉部 保険健康課

■平成28年度 宇和島市国民健康保険運営協議会

1 日 時 平成29年2月1日（水） 午後4時から

2 場 所 本庁7階 701会議室

3 議 題

- ・議題1 国民健康保険都道府県化について
- ・議題2 直営診療所（九島診療所）の方針について

4 出席者

委員14名のうち13名出席

○被保険者代表

伊勢田 幸雄、辻 珠代、藤原 スミ江

○保険医等代表

友松 孝、渡部 昌平、宇都宮 章、井上 貴博

○公益代表

日前 賢一郎、二宮 洋始、三曳 重郎、大窪 美代子

○被用者保険等保険者代表

藤江 昇、重野 英二

○事務局

市民環境部長、納税課長、保健福祉部長、保険健康課長ほか

5 議事録署名人

辻 珠代（被保険者代表委員）、大窪 美代子（公益代表委員）

## 1. 開会

### (司会)

開会に先立ちまして、本会議についてご説明させていただきます。

本会議では、議事録の作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、委員の皆様がご発言される際は、お手数ですが、ご発言するごとに、氏名を名乗っていただき、ご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本日の議事録は後日、市のホームページ等での公開を予定しております。しかし、公開する際は、委員のどなたが発言されたかは伏せた状態となりますことを申し添えます。

それでは、定刻になりましたので、只今から「平成28年度 宇和島市国民健康保険 運営協議会」を開催いたします。

開催にあたりまして日前会長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 会長あいさつ

### (会長)

みなさん、こんにちは。会長の日前でございます。

本日ここに、宇和島市国民健康保険運営協議会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、協議会委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして有難うございます。

さて、宇和島市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法ならびに宇和島市国民健康保険条例等の規定により、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されており、本日の協議会では、平成30年度から始まります国民健康保険都道府県化に関する協議状況のほか、直営診療所の方針について、事務局からの説明がございます。

委員の皆様におかれましては、今後の宇和島市の国民健康保険事業が安定的に運営できるべく、事務局からの報告をもとに、活発なご審議をいただきますことをお願い申しあげまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

### (司会)

日前会長、どうもありがとうございました。

## 3. 委員紹介

### (司会)

続きまして、次第に沿って「委員紹介」に移らせていただきます。

それでは、会議資料の最後の頁をご覧ください。

28年6月の開催時と比べ、委員総数14名のうち、3名の方に新しく就任していただきました。司会の方から簡単にご紹介をさせていただきます。

公益代表委員であった清家康生委員、中平政志委員に代わり、三曳重郎委員、大窪美代子委員に就任していただきました。

また、被用者保険等保険者代表委員であった永木正志委員に代わり、重野英二委員に就任していただきました。

なお、三曳委員、大窪委員、重野委員の任期は前任の清家委員、中平委員、永木委員の残任期間となります。

今後とも宜しくお願いいたします。

申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただきます、保険健康課の宇都宮と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

次に、本会議の成立の可否についてご報告いたします。

委員定数14名のうち、本日は13名の方に出席していただいております。

また、国民健康保険条例第2条各号で規定されております各委員につきましても、それぞれ1人以上のご出席をいただいております。

したがいまして、国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定に基づき、本会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、協議会規則第3条に従いまして、会議録署名人指名からの議事進行を、日前会長にお願いしたいと思っております。

#### **4. 議事録署名人指名**

##### **(会長)**

それでは、議事にうつりますまえに、協議会規則第6条第2項の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、辻委員と大窪委員にお願いいたします。

#### **5. 議題1～2**

##### **(会長)**

それでは、早速議事に移らせていただきます。

お手元の会議資料に沿って進行させていただきます。

まず、議題1「国民健康保険都道府県化について」のうち、「(1) 愛媛県国保運営方針の策定」について、事務局より説明をお願いします。

##### **(事務局)**

保険業務係の二宮と申します。宜しくお願いいたします。

申し訳ありませんが、座って説明をさせていただきます。

私の方からは、国民健康保険都道府県化について、現在の協議状況についてご説明いたします。

お手元の資料2頁をご覧ください。

細かい資料で申し訳ございません。頁上段に、現行と都道府県化後の国保制度の姿を掲載させていただいております。

国民健康保険制度は長らく市町村単位で運営が行われてきたところですが、少子高齢化、医療費の増大などにより、全国的に市町村の財政を圧迫するようになってきております。このことを受け、平成27年5月に「持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からは、財政的な運営を都道府県に移管することで制度の安定化を図ることとされました。

これに伴い都道府県においては、後ほどご説明しますが、統一的な国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、平準化を推進していくものとされております。

また、各市町村が支出する保険給付に要する費用を、都道府県が、全額交付金という形で支払うようになる一方、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金というものを、市町村が都道府県に納める納付金制度という制度に変更することになります。

市町村におきましては、資格の管理や保険給付、また、健診等の保健事業などの地域におけるきめ細かな事業を引き続き行うこととなります。

なお、国保被保険者の資格の管理につきましては、都道府県が新たに保険者に加わることから、資格の管理方法に変更が生じることになります。具体的な運用方法については、まだ示されておりませんが、国保の資格管理が都道府県単位でも行われるようになるとされています。

それでは、お手元の資料2頁下段の愛媛県国保運営方針の策定についてご説明させていただきます。

愛媛県国保運営方針は、愛媛県が定める国保事業の運営に関する方針で、平成30年度からの3ヶ年度を対象期間としております。これは、都道府県化後、県と県内の各市町が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付等の事務を共通の認識のもとで実施するとともに、各市町が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国保の運営方針を定めるものです。

具体的には(2)の策定内容に載せさせていただいております事項について定めることとなっており、策定に向けて作業がすすめられております。

(2)の策定内容について項目ごとにご説明いたします。

アは国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しでございます。これは、医療費の動向や将来の保険財政の見通し、新たに県に設置される財政安定化基金の運用方法などを定めることとなります。

イは後ほどご説明します保険料の標準的な算定方法に関する事項でございますが、これは、保険料における標準的な算定の方式、また、標準的な収納率などを定めるものになり

ます。

ウは保険料徴収の適正な実施に関する事項でございます。これは保険料の徴収事務の取組みや収納率の目標の設定や収納率達成のための取組が定められます。

エは保険給付の適正化に関する事項ですが、これはレセプト点検や、第三者求償等の取組みの強化などについて定めるものです。

オは医療費の適正化に関する事項として、健診や重複受診など、医療費の適正化対策に関する取組みを定めるものです。

カは市町が行う国保事業の広域化及び効率的な運営に関する事項で、事務の共同実施について定めるものです。

キは保険医療サービス、福祉サービス等に関する施策との連携でございますけれども、これは地域包括ケアシステムの推進や他の保険・福祉・介護に関する計画との連携を図ることについて定めるものとなっております。

最後の施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他必要な事項でございますが、ここでは市町間相互の連絡調整や連携会議・研修会の実施を定めることとなります。

愛媛県国保運営方針の策定については以上となります。

#### (会長)

只今、事務局から説明がございましたが、委員の皆様におかれましては、ご質問、ご意見がありましたら、冒頭、事務局からの説明がありましたとおり、議事録作成の都合がありますので、挙手のうえ、ご発言をお願いします。

なお、ご発言の際は、先に氏名を名乗られてからご発言ください。

※質問・意見なし

#### (会長)

ご質問がないようでしたら、続いて「(2)「国民健康保険における納付金及び標準保険料率」について、事務局より説明をお願いします。

#### (事務局)

それでは、3頁の国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてご説明させていただきます。

まず(1)の納付金についてであります。先ほどご説明させていただきましたが、都道府県化後は、県が各市町に割りあてた国保事業費納付金というものを各市町が納める納付金制度に変更になります。

県は各市町にそれぞれ割り当てた納付金額を示し、各市町村においては賦課・徴収した保険料を基に、納付金の支払いにあてることとなります。

納付金の支払いを受ける代わりに、県は各市町において必要とされる保険給付費を、交付金として全額交付することとされております。

また、(2) の納付金の算定の考え方については、愛媛県では国の方針に基づき算定を行うこととされています。宇和島市における具体的な納付金の金額がいくらとなるかについては、現在、県において試算中でありますので、委員の皆様にお示しできるようになりましたら、本協議会にて改めてご報告させていただきます。

続きまして、(3) の標準保険料率であります。納付金の算定にあたり、県は市町ごとの標準的な保険料率を提示し、それに基づき各市町は保険料の賦課・徴収を行うこととされております。

ここで示される保険料率を標準保険料率と呼びますが、これには3つの種類がございます。1つめは都道府県標準保険料率といいまして、これは都道府県間の保険料率比較するために示される保険料率になります。2つめは市町村標準保険料率です。これは県内統一の算定基準に基づき算定されました市町ごとの保険料率で、3方式にて示されます。最後の3つ目として、市町村方式による保険料率がありますが、これは各市町に配分された納付金を支払うために必要な、各市町の実際の賦課方式に基づいた保険料率になり、当市の現在の賦課方式であります4方式にて示されます。

平成30年度からの国保料率については、この標準保険料率を参考として決められることとなります。

参考に、この納付金制度におけるイメージ図を3頁下段及び4頁上段に、また、今後の都道府県化における協議の予定内容について、4頁下段にお示ししておりますのでご参照いただけたらと存じます。

国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法については以上になります。

#### (会長)

只今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら挙手のうえ、ご発言をお願いします。

#### (委員)

市の職員の仕事というのは今までとそう変わらないということでしょうか。

#### (事務局)

はい。大きくは変わりません。

#### (委員)

これによると今の保険料は上がる予定なのでしょうか。

### (事務局)

県が示す納付金に基づいて、保険料が決められることとなりますが、県の方から宇和島市におけます納付金の額について、現在のところ明確な提示がございませんので、現段階では申し上げることができない状況です。

### (委員)

東、中、南予では生活水準が異なりますので、それと比較して南予が困ることのないよう、よく協議をしてください。

### (会長)

他になにかありますか。ご質問がないようでしたら、この議題は以上とさせていただきます。事務局におかれましては、委員の意見も踏まえながら、制度改正に向けて、適切に対応していただければと思います。

それでは、次の議題にうつりたいと思います。

議題2「直営診療所（九島診療所）の方針」について、事務局より説明をお願いします。

### (事務局)

保険企画係の宇都宮と申します。私の方からは直営診療所の方針について説明させていただきます。

昨年6月開催の運営協議会においても、ご説明させていただきました、九島診療所の運営につきまして、経過及び今後の方針につきまして、ご説明させていただきます。

診療所の現状としましては、施設は昭和59年開設、昭和63年に新築をしています。

経営内容は、27年度実績で、年間延べ5,567人の患者の診療をおこない、約5,500万円程度の決算規模で運営を維持してまいりました。

しかし、28年度につきましては、九島架橋の完成により、へき地診療所として該当しなくなったこと、また、医師の退職等により、診療所の存続について、地元の方と協議をおこなった結果、現在休止としております。

これからの、休止以降の方針としまして、医療法第8条の2第1項中、病院、診療所又は助産所を1年を超えて休止してはならないと定められておりますので、この規定に基づいて、診療所の廃止手続きをおこなってまいりたいと存じます。

なお、廃止の時期については、この平成29年3月31日をもって廃止とする予定としております。

以上で直営診療所の廃止についての説明を終わります。

### (会長)

只今、事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見がありましたら挙手のうえ、先に氏名を名乗られてからご発言をお願いします。

**(委員)**

非該当というのは、陸に繋がっているから非該当となるということでしょうか。蔣淵は非該当ですか。

**(事務局)**

該当はしていません。九島診療所は橋が繋がったので該当しなくなったということです。

**(会長)**

他になにかありますか。

ご質問もないようでございますので、以上で、事務局から提出されております議事の説明が全て終わりましたが、何か質問等はございませんか。

**(委員)**

都道府県化により今までの予算と決算の乖離はなくなるのでしょうか。

**(事務局)**

現段階では検証はできておりませんが、医療に要する費用が歳入とイコールとなりますので、今後変わってくると思われま

**(会長)**

他にございませんか。

無いようでございますので、これで本日の議事はすべて終了となります。委員の皆様におかれましては、活発な審議にご協力を賜り、ありがとうございました。それでは事務局に司会を戻します。

## **6. 閉会**

**(司会)**

日前会長、おつかれさまでした。

以上を持ちまして、宇和島市国民健康保険運営協議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、寒い天候のなか、たいへんご多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございました。

次回の運営協議会は3月を予定しております。詳細な日程等につきましては、改めて事務局より文書でお知らせいたしたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。